

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
足寄宿舍ガス給湯器部品交換	2023E-15	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 7月11日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する足寄宿舍ガス給湯器部品交換役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

- a) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- b) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- c) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- d) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- e) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- f) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務は、発注者が管理する足寄宿舍（戸番号：16号）のガス給湯器故障部品を交換し機能回復するものである。

2.2 役務実施場所

足寄郡足寄町南3条4丁目1-2 帯広駐屯地足寄宿舍 戸番号16号（ガス給湯器）

既設ガス給湯器仕様：リンナイ株式会社 RUF-V1605SAFFD

2.3 役務実施日等

- a) 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- b) 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

2.4 仮設等

- a) 必要に応じて材料搬入及び発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。
- b) 各試験等に使用する少量の水・電気・ガスは入居者負担とするが、多量に使用する場合は受注者が負担するものとし、その際は監督官と協議をするものとする。

2.5 資材等の仕様

- a) 調達要領指定書（特記仕様書）で示す。
- b) 使用材料は全て受注者が準備するものとし、メーカーの指定する規格品又は同等品以上のもので新品を使用し現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- c) 使用材料は本役務の特性・必要性とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は監督官と協議する。

2.6 発生材処理要領

- a) 役務に伴い交換した既設部品は監督官へ引き渡すものとする。
- b) 梱包材等の廃棄物は受注者の責任において各種関係法令を遵守し適切に処分する。

2.7 施工要領

施工範囲等は調達要領指定書（特記仕様書）及び図面で示す。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

3.2 品質証明等

監督官が示す製品の品質証明書及び試験成績書は整理し提出するものとする。

4 その他の指示

4.1 役務写真

役務の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4-S版に整理し発注者へ提出するものとする。

4.2 役務工程表

役務実施に先立ち、役務工程表を作成し発注者へ提出するものとする。

4.3 秘密保全及び安全管理

4.3.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は役務終了後、保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

4.3.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.3.3 安全管理

- a) 本役務の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 役務実施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.4 疑義

本役務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.5 補償

- a) 役務実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 役務完了後、既設物等が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

調 達 要 領 指 定 書 (特記仕様書)	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 A E 4 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 7 月 1 1 日
	作 成 部 課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 7 月 1 1 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 3 E - 1 5

指 定 事 項

1 役務概要

1.1 役 務 名：足寄宿舎ガス給湯器部品交換

1.2 役務場所：北海道足寄郡足寄町南3条4丁目1-2 帯広駐屯地足寄宿舎（16号室）

1.3 工 期：契約締結日の翌日から令和5年8月31日

1.4 工事概要：次のとおり

No.	工事種別（内容）	数量
1	機械設備工事（特記仕様書及び図面による）	1式

本役務の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、各種手続き等は監督官と協議し行なうものとする。

2 機械設備工事仕様

2.1 ガス給湯器構成部品交換

a) 既設ガス給湯器構成部品の交換部品は次のとおりとする。

品 名 等	規 格 等	数 量	備 考
水量サーボ	3 0 1 - 1 1 9 - 0 0 0	1 個	
バイパスサーボ	3 0 1 - 1 2 7 - 0 0 0	1 個	
追い炊きファンモーター	2 2 2 - 7 7 7 - 0 0 0	1 個	
給湯用フレームロッド	2 3 0 - 0 4 4 - 0 0 0	1 個	
追い炊き用フレームロッド		1 個	

b) 交換後の動作試験等は監督官立会いのもと行なうものとする。



足寄郡足寄町

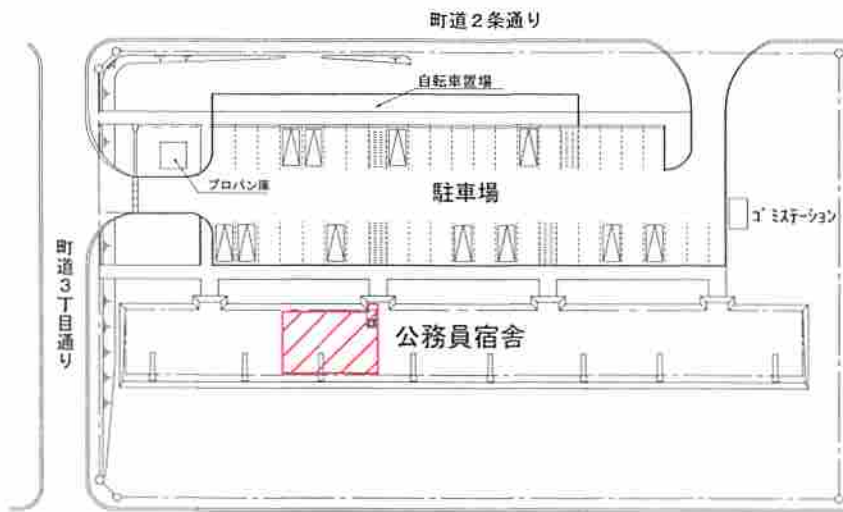


案内図 NO SCALE

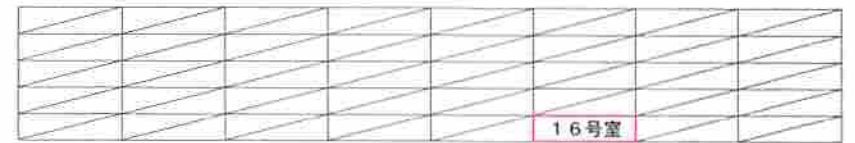


北側立面

施工場所



足寄宿舎位置図

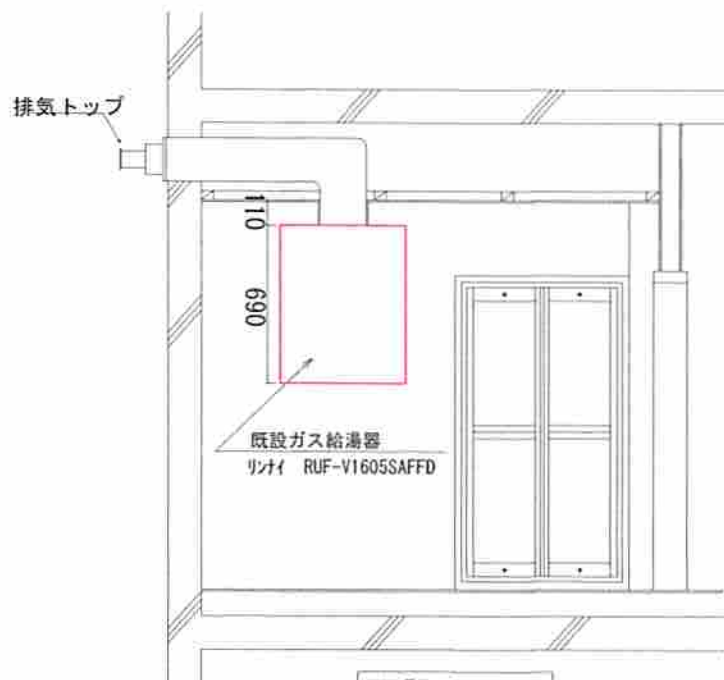


役務箇所案名

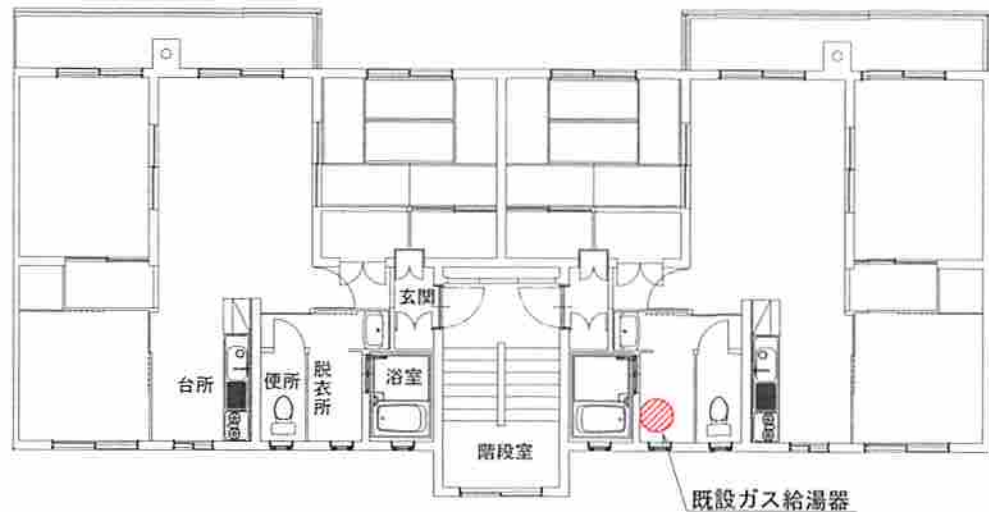
役務概要

- ガス給湯器構成部品交換
 - ・水量サーボ交換 1個
 - ・バイパスサーボ交換 1個
 - ・追い炊きファンモーター交換 1個
 - ・給湯用フレームロッド交換 1個
 - ・追い炊き用フレームロッド交換 1個

役務名	足寄宿舎ガス給湯器部品交換役務	図名	案内・配置図
仕様書番号	2023E-15	縮尺	
図番	図A.1	用紙	A-4
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	作成	総務科営繕班



既設配置図



施工箇所位置図

※ガス給湯器構成部品交換に伴う品名は下記による。

- ・水量サーボ (品番 301-119-000) 1 個
- ・バイパスサーボ (品番 301-127-000) 1 個
- ・追い炊きファンモーター (品番 222-777-000) 1 個
- ・給湯用フレームロッド (品番 230-044-000) 1 個
- ・追い炊き用フレームロッド (品番 230-044-000) 1 個

役務名	足寄宿舍ガス給湯器部品交換	図名	施工場所詳細図
仕様書番号	2023E-15	縮尺	
図番	図A. 2	用紙	A-4
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	作成	総務科宮崎班